

# 個人情報保護規程

## 第1条(目的)

この規程は、湘中央学園臨床検査技術学科同窓会(以下「同窓会」という)の活動に関連して取り扱う個人情報を適切に管理するため、個人情報保護に関わる基本事項を定めたものである。

## 第2条(定義)

この規程において「個人情報」とは、同窓会の活動に関連して収集された個人に関する情報で、当該情報に含まれる現および旧氏名、卒業年次、現住所と電話番号等、当該個人を識別できるものをいう。

なお、「個人情報」の形態は、検索可能なもの及び情報媒体に記録されたものをいう。

## 第3条(適用範囲)

この規程は、同窓会の理事に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合等もこの規程の目的とするところに従って、個人情報の適切な保護を図るものとする。

## 第4条(収集の原則)

個人情報の収集は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 同窓会の運営上必要な範囲において、予め利用目的を特定すること。
- (2) 収集は適法かつ公正な手段によって行い、収集に際して本人に利用目的を明示すること。
- (3) 第三者からの個人情報を収集するに際しては、その手段が適法かつ公正な手段であることを確認し、当該個人の保護に値する正当な利益を侵害することのないように留意すること。

## 第5条(利用・提供)

個人情報を取得したときは、予め利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

2. 個人情報の利用・提供は、次の原則に従って行うものとする。

(1) 個人情報の利用は、予め明示した目的の範囲に限ること。

(2) 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うと共に、その変更目的と内容を本人に通知し、または公表すること。

(3) クラス会・同期会・OB会などの会員同士の親睦・交流を図る会の開催に伴い、幹事担当同窓生から要請があった場合、学校法人湘中央学園から要請があった場合、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

## 第6条(個人情報の正確性の確保)

個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲において、最新かつ正確な状態で管理するものとする。

## 第7条(個人情報の安全性の確保)

個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス・紛失・漏洩・改ざん等)に対して、この規程に定める事項のほか、法令、その他の規則に従い、合理的な安全対策を講ずるものとする。

2. 不要になった個人情報は、適正な方法によって破棄または消去するものとする。

## 第8条(個人情報の秘密保持に関する従業者の責務)

個人情報の収集・利用・提供または委託処理等、個人情報を取り扱う業務に従事する者は、この規程に定める事項のほか、法令、その他の規則、若しくは個人情報保護統括管理者の指示した事項に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

## 第9条(個人情報の委託処理に関する措置)

個人情報を取り扱う業務を外部に委託するときは、委託業務目的以外の使用及び複製の禁止、秘密保持、作業状況の確認等について委託契約書に定める等、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 第10条(事項の公表)

同窓会は、保有する個人データに関する次の事項について、本人の求めに応じて速やかに回答するものとする。

- (1) 保有個人データの利用目的
- (2) 第11条、第12条、第13条に定める事項の手続き
- (3) 保有個人データの取り扱いについての苦情の申出先

## 第11条(開示)

本人から自己の情報について開示の請求があったときは、本人であることを確認したうえで、別に定める手順で行うものとする。

2. 前項に関わらず、次の場合には開示請求に応じない。

- (1) 法令に定めるとおり、本人に知らせることが不相当と認められたとき
- (2) 本人からの照会に合理的理由の明示がなく、それらに答えていけば業務に著しく支障が生じるおそれがあるとき

3. 前項に基づき開示請求に応じない場合には、原則として本人にその理由の説明を行うものとする。

## 第12条(訂正・削除)

個人情報の記載内容に誤りがあって、本人から訂正または削除の請求を受けたときは、訂正、削除すべき事項を確認のうえ、速やかにその請求に応ずるものとする。

## 第13条(自己情報の利用または提供の拒否権等)

同窓会が保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用または第三者への提供を正当な理由で拒まれたときは、これに応ずるものとする。ただし、法令に基づき本人の同意を得ずに第三者に個人情報を提供したことを理由とするときはこの限りでない。

## 第14条(個人情報保護統括管理者)

同窓会は、この規程の厳正な運用を行うために、同窓会会長を個人情報保護統括管理者とする。

## 第15条(個人情報保護統括管理者の責任)

個人情報保護統括管理者は、この規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策等の実施をするための計画を策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。

2. 個人情報保護統括管理者は、担当業務ごとに個人情報保護推進担当者を任命することができる。

## 第16条(報告義務)

同窓会の理事は、法令及びこの規程を遵守するとともに、事故および法令違反となる行為を発見したときは、速やかに個人情報保護統括管理者へ報告しなければならない。

## 第17条(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会において行う。

## 第18条(施行)

この規程は、2006年5月19日より施行する。